解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十五日付広島県知事の認可により平成二十三年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

広島県大竹市新町二丁目七番一六号

医療法人二階堂医院

清算人　二階堂　融

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月七日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により平成二十三年二月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

長崎市出来大工町八番地二

医療法人元永医院

清算人　元永　周二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月八日鹿児島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

鹿児島市中央町二〇番二

中央町二二番街区市街地再開発組合

代表清算人　坂上　益啓

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月四日高崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

群馬県高崎市高松町三五番地一

高崎市下中居土地区画整理組合

清算人代表　佐藤　晴

第七十二期決算公告

平成二十二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	六、八八〇、〇五二、七三一
固定資産	七、二三九、四七八、一一七
合計	一四、一一九、五三〇、八四八
負債及び純資産の部	
流動負債	五、五九六、五五〇、〇二四
固定負債	三、一一七、六三三、〇〇〇
株主資本	五、四〇五、三四七、八二四
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	七九、〇二五、二五九
利益剰余金	五、二五二、二二〇、二五五
（当期純利益）	（四四三、二五七、〇一八）
自己株式	△二五、八九七、六九〇
合計	一四、一一九、五三〇、八四八

平成二十三年三月二十二日

埼玉県さいたま市中央区新中里三丁目二〇番三〇号

三輪精機株式会社

第六期決算公告

平成二十二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	三二
固定資産	一九
資産の部合計	五二
負債及び純資産の部	
流動負債	三九
負債の部合計	三九
株主資本	△三四
資本金	一〇
利益剰余金	△三五
その他利益剰余金	△三五
（当期純損失）	（一〇二）
純資産の部合計	△三四
負債及び純資産の部合計	五二

平成二十三年三月二十二日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号　モルトンブラウンジャパン株式会社

代表取締役　夏坂　真澄

配当公告

北海道小樽市住吉町一一番一七号

破産者　羽角建設株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所小樽支部平成二十一年（フ）第一九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四七八、二八六、〇三三円

一、配当をすることができる金額

金七、六五一、八六五円

平成二十三年三月二十二日

札幌市中央区南一条西一二丁目新永ビル六階

破産管財人弁護士　開本　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市堀込字堀切一四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

福島県郡山市七ツ池町六番二号

相続財産管理人　力丸　美彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北二丁目五三九番地、最後の住所栃木県那須塩原市塩原一〇九一番地二〇シーアイヴィラ那須塩原二二四号

被相続人　亡　後藤　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号

相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区浜松町一丁目三番地一、最後の住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野六六三番地一いなほの里

被相続人　亡　川住　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階Bアーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永野　貴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市別所一丁目五三番地二、最後の住所東京都八王子市別所一丁目五三番地二　七―八〇三　被相続人　亡　島　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区中央四丁目一番、最後の住所東京都江戸川区中央四丁目一番七―九〇三号サンサーラ新小岩

被相続人　亡　小林　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

東京都文京区本郷二丁目二二番一二号本郷ボックスツリー四階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗